国別障害関連情報
ザンビア共和国

令和８年８月
（2026 年８月）

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティング

人間
JR
26-072

本調査は、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」という。）が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティングに委託し、実施されました。本調査の内容は 2025 年 12 月から 2026 年 8 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と当該国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものです。

国別障害関連情報
ザンビア共和国
目次

1.　基礎指標 1
1－1. 基礎指標 1
1－2. 障害の定義と統計 2
2.　障害関連政策 6
2－1. 障害関連行政制度 6
2－2. 障害関連法令・政策文書 8
2－3. 障害関連施策 13
3. 国際条約及び国際協力等の実績 25
3－1. CRPD 批准による対応状況 25
3－2. マラケシュ条約実施状況 25
3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組 25
3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組 26
3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績） 26
4. 障害関連団体の活動概況 29
4－1. 障害者当事者団体の活動概要 29
4－2. 障害者支援団体の活動概要 29
5. 障害者が直面する障壁・ニーズ 30
5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ 30
5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ 30
5－3. 就労に関する障壁・ニーズ 31
5－4. 移動に関する障壁・ニーズ 31
5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ 31
5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ 32
6. 参考資料 33

図目次

図 1 制限のある生活機能別の障害者数割合（5 歳以上）（2022）.....3
図 2 障害の原因別割合（18 歳以上）（2015）.....4
図 3 障害の性別割合（5 歳以上）（2022）.....4
図 4 障害者の州別居住地域（5 歳以上）（2022）.....5

略語表

CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CDF	Constituency Development Fund	選挙区開発基金
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women	女子差別撤廃条約
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
DMIS	Disability Management Information System	障害管理情報システム
DMMU	Disaster Management and Mitigation Unit	国家防災・減災ユニット
EU	European Union	欧州連合
FGM	Female Genital Mutilation	女子割礼
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
ICF	International Classification of Functioning, Disability and Health	国際生活機能分類
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
NEFOBZA	New Foundation of the Blind in Zambia	ザンビア盲人新財団
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
NHIMA	National Health Insurance Management Authority	国民健康保険管理庁
NHIS	National Health Insurance Scheme	国民健康保険制度
OPD	Parents Partnership Association for Children with Special Needs	障害者団体
PPASCN	Organization of Persons with Disabilities	障害児父母協会
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
TEVET	Technical Education, Vocational and Entrepreneurship Training	技術教育・職業訓練・起業家育成訓練
TEVETA	Technical Education, Vocational and	技術教育・職業訓練・起業家育成訓練機構
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口基金
VNR	Voluntary National Review	自発的国家レビュー
WHO	World Health Organization	世界保健機関
ZAFOD	Zambia Federation of Disability Organizations	ザンビア障害者連合
ZAPD	Zambia Agency for Persons with Disabilities	ザンビア障害者機関
ZNAD	Zambia National Association of the Deaf	ザンビア全国ろう協会

1. 基礎指標

1－1. 基礎指標[1]

一人当たり国内総生産[2]	1,187.10 米ドル	2024 年

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	5.3 %	2022 年
教育（対 GDP 比）	4.0 %	2023 年
社会福祉（対 GDP 比）[3]	2.9 %	2021 年

人口

総人口	21,314,956 人	2024 年
男性人口比率	49.5 %	
女性人口比率	50.5 %	
都市人口比率	45.5 %	
農村人口比率	54.5 %	
平均余命（全体）	66.3 歳	2023 年
男性	63.9 歳	
女性	68.7 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	37.2 %	2023 年
乳児死亡率（1,000 人当たり）	30.9 人	2023 年

教育

教育制度[4]		
初等教育年数	7 年	
義務教育年数	9 年	
成人識字率（全体）	82.0 %	2023 年
男性	87.2 %	
女性	77.1 %	

[1] 世界銀行（https://data.worldbank.org/indicator(参照 2026-1-8)）に基づく。
[2] Gross Domestic Product。以下、「GDP」という。
[3] 国際労働機関（International Labour Organization。以下、「ILO」という。）(2024) World Social Protection Report, https://www.ilo.org/sites/default/files/2024-09/WSPR_2024_EN_WEB_1.pdf (参照 2026-4-2)）に基づく。
[4] ザンビアの教育制度は、基礎学校（7 年間）、中高等学校（2 年間＋3 年間）。義務教育は、6 歳から 15 歳までの 9 年である。ザンビア教育省のウェブサイト（https://www.edu.gov.zm/ (参照 2026-1-19)）に基づく。

就学率		
初等教育（総就学率）		2024 年
全体	115.5 %	
男子	112.7 %	
女子	118.3 %	
中等教育（総就学率）[5]		2024 年
全体	56.7 %	
男子	54.4 %	
女子	59.0 %	
高等教育（総就学率）[6]		2012 年
全体	3.9 %	
男子	4.5 %	
女子	3.4 %	

雇用

失業率（全体）	5.9 %	2024 年
男性	5.7 %	
女性	6.2 %	

1－2. 障害の定義と統計

1－2－1. 障害の定義

ザンビア共和国（以下、「ザンビア」と記す。）では、憲法第 266 条[7]及び 2012 年の改正障害者法[8]で、障害とは「永久的な身体的、精神的、知的、または感覚的障害があり、障害単独または社会環境による障壁と相まって、他者と対等で完全かつ効果的に社会に参加する能力を妨げられていること」と定義されている。

1－2－2. 障害に関する統計

ザンビアでは 1969 年より概ね 10 年ごとに国勢調査（Census of Population and Housing）[9]が実施されている（第 1 回 1969 年、第 2 回 1980 年、第 3 回 1990 年、第 4 回 2000 年、第 5 回 2010 年、第 6 回 2022 年）。障害に関する質問項目は第 1 回国勢調査から含まれている。国勢

[5] 14～16 歳
[6] 16～19 歳
[7] https://www.parliament.gov.zm/sites/default/files/documents/amendment_act/Constitution%20of%20Zambia%20%20(Amendment),%202016-Act%20No.%202_0.pdf（参照 2026-3-26）
[8] https://www.parliament.gov.zm/sites/default/files/documents/acts/The%20Persons%20with%20disabilities%20act%2C%202012.PDF(参照 2026-3-19)
[9] https://www.zamstats.gov.zm/census-and-statistics/（参照 2026-3-26）

調査に加え、2015 年より全国障害調査[10]が実施されている。第 2 回全国障害調査は、2025 年に実施され、結果は 2026 年もしくは 2027 年に公表されると考えられる。

2015 年の全国障害調査では、障害統計に関するワシントン・グループ短縮質問紙セット及び子ども機能モジュール[11]の初期版が使用され、国際生活機能分類（International Classification of Functioning, Disability and Health: ICF）に基づいて質問項目が設定された。2022 年の国勢調査においても、障害統計に関するワシントン・グループ短縮質問紙セットが使用された。

2018 年より、ILO の支援のもと、ザンビア障害者機関（Zambia Agency for Persons with Disabilities。以下、「ZAPD」という。）が主体となり、障害者情報を集約する障害管理情報システム（Disability Management Information System: DMIS）[12]を構築している。

障害者数（5 歳以上）[13]		総人口の 11.5%	2022 年
	男性	総人口の 10.5%	
	女性	総人口の 12.4%	

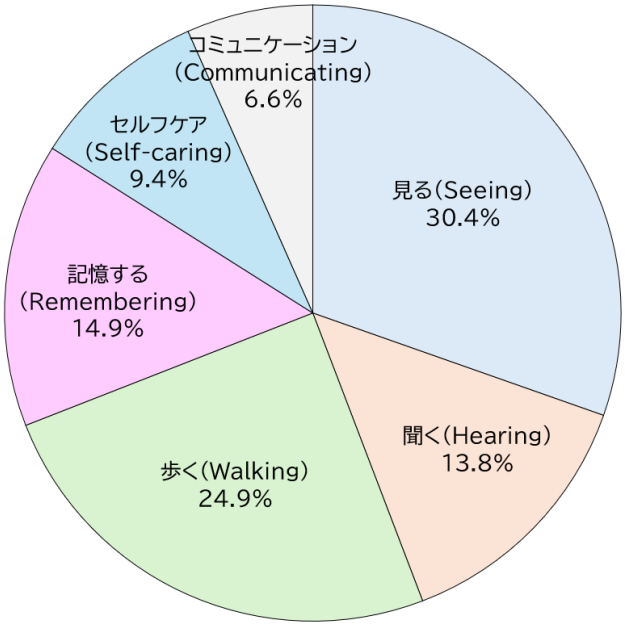


図 1 制限のある生活機能別の障害者数割合（5 歳以上）（2022）

最も割合が高いのは「見る（Seeing）」で 30.4%を占め、次いで「歩く（Walking）」が 24.9%と続く。「記憶する（Remembering）」は 14.9%、「聞く（Hearing）」は 13.8%であり、これら中程度の割合の領域が続いている。「セルフケア（Self-caring）」は 9.4%、「コミュニケーション（Communicating）」は 6.6%と比較的低い割合にとどまっている。

出所：ザンビア国勢調査（2022）を基に調査チームが作成

[10] https://www.zamstats.gov.zm/wp-content/uploads/2023/12/Zambia-Disability-Survey-2015.pdf（参照 2026-3-26）

[11] ワシントン・グループ及び国連児童基金（United Nations Children's Fund。以下、「UNICEF」という。）が子ども（2～17 歳）用に開発した機能障害のアセスメントツール。

[12] https://zapd.org.zm/planning-programmes/（参照 2026-3-26）

[13] ザンビア国勢調査（2022）。

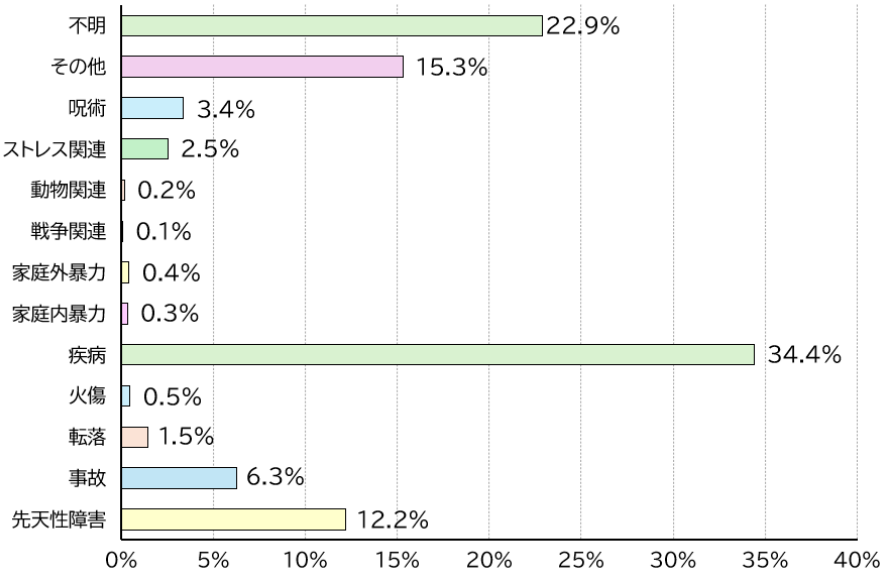


図 2 障害の原因別割合（18 歳以上）（2015）

最も割合が高いのは疾病であり、34.4%を占めている。次いで不明が 22.9%、その他が 15.3%、先天性障害が 12.2%と続いている。また、「事故」は 6.3%、「呪術」は 3.4%、「ストレス関連」は 2.5%、「転落」は 1.5%であった。「火傷」は 0.5%、「家庭外暴力」は 0.4%、「家庭内暴力」は 0.3%、「動物関連」は 0.2%、「戦争関連」は 0.1%と低い割合にとどまっている。

出所：ザンビア全国障害調査（2015 年）を基に調査チームが作成[14]

国勢調査（2022）の結果によると、ザンビアにおける障害者の年齢別割合は、5-17 歳が 33.2%、18 歳以上は 66.8%である。男女別の割合を以下に示す。

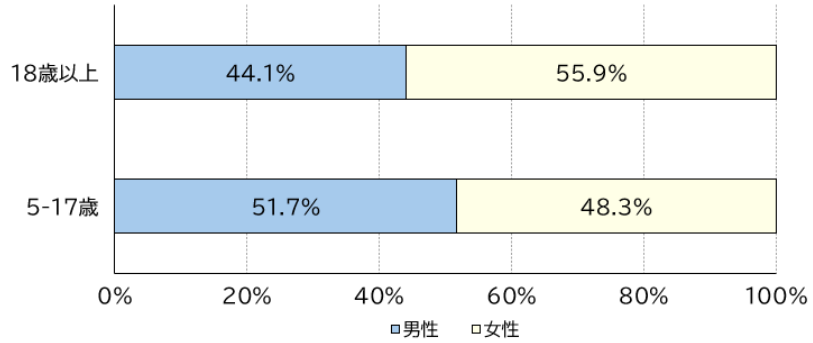


図 3 障害の性別割合（5 歳以上）（2022）

5～17 歳では男性が 51.7%、女性が 48.3%であり、男性の割合がやや高い。一方、18 歳以上では男性が 44.1%、女性が 55.9%となり、女性の割合が男性を上回っている。

出所：ザンビア国勢調査（2022）を基に調査チームが作成

[14] 国勢調査（2022）では、障害の原因は調査項目にはないため、2015 年の全国障害調査のデータを引用した。

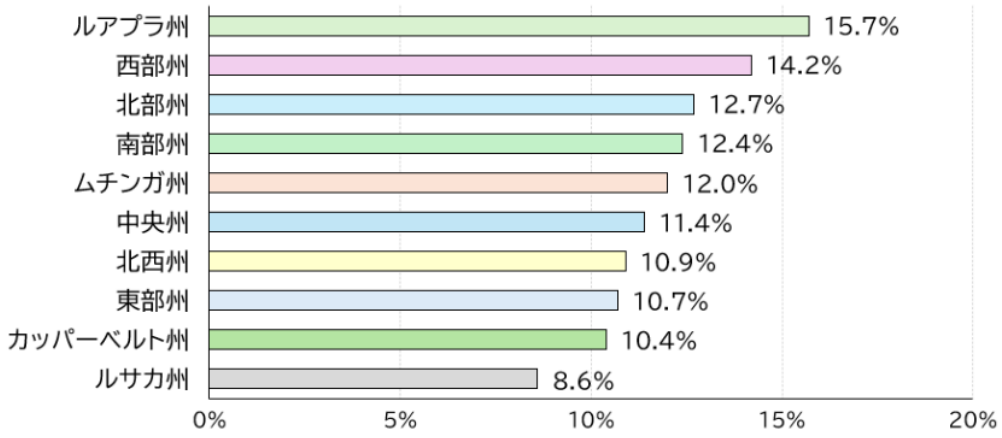


図 4 障害者の州別居住地域（5 歳以上）[15]（2022）

最も高いのはルアプラ州で 15.7%を占め、次いで西部州が 14.2%と続く。北部州（12.7%）、南部州（12.4%）、ムチンガ州（12.0%）も比較的高い水準にある。一方、中央州は 11.4%、北西州は 10.9%、東部州は 10.7%、カッパーベルト州は 10.4%と中位の水準に位置している。最も低いのはルサカ州で 8.6%である。

出所：ザンビア国勢調査（2022）を基に調査チームが作成

[15] ザンビアは 10 つの州（Province）から構成され、州の下に計 117 の郡（District）がある。中央州（Central Province）、東部州（Eastern Province）、北部州（Northern Province）、北西部州（North Western Province）、南部州（Southern Province）、西部州（Western Province）は州の名称であり、地域を指すものではない。

2. 障害関連政策

2－1. 障害関連行政制度[16]

障害は分野横断的な対応が必要とされることから、1996 年の障害者法により ZAPD の設立された。2012 年にその機能・権限が規定され、地域開発・社会事業省の管轄下において各障害関連機関の調整を行っている。国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」という。）批准後も中心機関として国や国際機関との協力や連携、障害に関する政策策定、障害者の問題の明確化、障害者の実態把握に努めている。また、分野横断的アプローチとして、すべての省庁及び政府機関において障害問題担当者を任命し、障害関連政策の実施とモニタリングを行っている。

【中央政府行政】

障害関連担当機関[17]

	機関名称	役割と実施状況
1	地域開発・社会事業省 （Ministry of Community Development and Social Services） https://www.mcdss.gov.zm/	社会福祉事業全般を主管し、ZAPD の管轄省。現金給付等各種社会保護プログラムを実施。2014～2016 年は地域開発・母子健康省として編成され、2016 年以降、再び地域開発・社会事業省となった。
2	ザンビア障害者機関（Zambia Agency for Persons with Disabilities: ZAPD） https://zapd.org.zm/	1996 年障害者法に基づいて設立された。省庁間の協力調整、政策立案、障害者へのサービス提供の立案・実行、障害者の権利保護や推進に関する実務、監視、規制介入、関係機関の協力関係構築、啓発活動、モニタリング、農場や生産所経営を通じた運営資金の調達を通して、包摂的社会サービスの提供を調整・規制。 各障害関連省庁代表者、障害者団体（Organization of Persons with Disabilities。以下、「OPD」という。）、支援団体の代表者、各 10 州の支局に配置された調整員等から成る。理事会メンバーに障害者を含む。
3	労働・社会保障省 （Ministry of Labour and Social Security） https://www.mlss.gov.zm/	雇用、労働、及び社会保障（年金を含む）に関する政策や法案の作成と見直し、社会保障権利の国民への周知、モニタリングを実施する。

[16] ザンビア政府が 2017 年に障害者権利委員会に提出した政府報告書（以下、「政府報告」と記す。）に基づいて記載。
[17] 政府報告に加え、各省庁ホームページを参照した（参照 2026 年 3～4 月）。

4	保健省 （Ministry of Health） https://www.moh.gov.zm/	保健サービスに関する政策や法案の制定と見直し、リハビリテーション部門の認可と人材配置、リハビリテーション専門職の育成と登録を主管する。
5	教育省 （Ministry of Education） https://www.edu.gov.zm/	教員教育・特別サービス局がインクルーシブ教育及び特別教育を主管。インクルーシブ教育の実施手順書を作成し、教員の育成と能力強化を実施。教育統計[18]を毎年集計しホームページ上に公開している。
6	技術教育・職業訓練・起業家育成訓練機構（Technical Education, Vocational and Entrepreneurship Training Authority。以下、「TEVETA」という） https://www.teveta.org.zm/	職業訓練や起業家育成を目的に設立し、障害者就労に関わる教育も主導。全国で技術教育・職業訓練・起業家育成訓練（Technical Education, Vocational and Entrepreneurship Training。以下、「TEVET」という。）を行う教育機関は、TEVETA に登録している[19]。技術科学省の傘下にあり、高等教育委員会（Higher Education Authority）と連携する。 貧困削減に貢献し、熟練労働者の育成のためにTEVET へのアクセスを増加する。TEVET への女性、障害者の参加促進、雇用創出のための起業家スキルの開発促進、インフォーマル・セクター事業者のフォーマルな零細・小規模事業家への転換支援、適切な資格制度や品質保証方法の開発を実施する。
7	技術科学省 （Ministry of Technology and Science） https://www.mots.gov.zm/	TEVETA の研修機関を法定組織として持つ。社会的脆弱層の児童・生徒を対象とした奨学金を提供する。
8	技術科学省通信局 （Department of Communications, Ministry of Technology and Science） https://www.mots.gov.zm/?page_id=189	情報通信技術機関を法定機関として持つ。 情報通信技術面での障害者のアクセシビリティ確保、政策策定や法律の見直し、情報通信技術製品やサービス提供に関する行動規範及び消費者保護手順書の作成を主管。

[18] https://www.edu.gov.zm/?page_id=541　2009 年から 2025 年の教育統計が、教育省のホームページに公開されている（参照 2026-3-26） 初等・中等教育の公立学校に通う特別な支援ニーズのある児童・生徒数を性別、学年別、州別にまとめられている

[19] https://www.teveta.org.zm/（参照 2026-3-26）

9	交通・ロジスティック省 （Ministry of Transport and Logistics） https://www.motl.gov.zm/	2021 年に改名。交通機関のアクセシビリティ確保、規定の周知、見直しを主管。

独立した監視機関

委員会名称	障害者権利独立監視チーム
委員会メンバー	CRPD のパラレルレポート作成では、OPD、支援団体、家族会等を含む 24 団体が参加
役割と実施状況	CRPD の NGO 主体・主導による独立監視メカニズムであり、障害権利監視機構（Disability Rights Watch）が事務局を務める
委員会名称	ザンビア人権委員会（Human Rights Commission）
委員会メンバー	国民議会の批准を条件に大統領により委員が任命される 各部署の人事は委員により任命される
役割と実施状況	1996 年の人権法及び 2016 年の憲法改正に沿って、独立機関として設立された。アフリカ国家人権機関ネットワークに加盟。 ・権利と自由の遵守状況の調査及び報告 ・権利と自由が侵害された場合の適切な救済措置確保 ・障害者の人権促進に関する啓発活動の実施 ・CRPD や障害者法に関する情報発信

【地方政府行政】

ZAPD は全 10 州に支所を持ち、各支所に責任者を配置している。地域開発・社会事業省は各州、各郡及び各地区に実務実施機関を持ち、障害関連の業務を行っている。

2－2. 障害関連法令・政策文書[20]

ザンビアの憲法は 1991 年に制定され、1996 年と 2016 年に改正された[21]。2016 年の改定憲法では、障害者を含むすべての国民は法の下に平等であり、平等に法の保護と利益を受けるとされ、障害に基づく差別を禁止した。障害者法は、2012 年に大きく改正され CRPD に沿うかたちで障害を人権の問題として捉え、障害者の尊厳を持って扱われる権利を保障している。

[20] CRPD 政府報告（2017）に基づき記載

[21] https://www.parliament.gov.zm/sites/default/files/documents/amendment_act/Constitution%20of%20Zambia%20%20(Amendment),%202016-Act%20No.%202_0.pdf (参照 2026-3-19)

法律名	障害者法（Persons with Disabilities Act）[22]
施行年	1996 年、2012 年改正
概要	1996 年時点では、ZAPD の設立とその役割を規定し、障害を定義した。 CRPD 批准後の 2012 年、ZAPD が設立され、以下に示す改正が行われた。障害者の権利について、障害者法は他のいかなる法律より優先される。 ・　障害者本来の尊厳の尊重、自らの選択の自由を含む障害者の自立についての言及 ・　障害の定義の医学モデルから社会モデルへの移行 ・　機会均等及び包摂的社会への取組 ・　障害に基づく差別や蔑称、合理的配慮、ユニバーサル・デザイン、アクセシビリティ等用語の定義 ・　差別禁止及び合理的配慮の提供義務の規定 ・　公立学校建設におけるユニバーサル・デザイン基準の設定

障害者法ではアルビニズムについての定義を含まないが、今後の改正で含める方針としている。障害の定義は法律によって相違がある。ザンビア政府は、以下に示す既存の法律では、精神障害者や知的障害者に対して「精神異常（unsound mind）」や「精神遅滞（mentally retarded）」、「愚か者（idiot）」等の蔑称が使用されていることを認識し、早急な法改正に向けて対応を行っている。

・　精神衛生法（Mental Health Act, 2019）、CRPD に沿う内容に改正された
・　刑法（Penal Code）
・　刑事訴訟法（Criminal Procedure Code）
・　刑罰法（Prisons Act）
・　ザンビア市民法（Citizens of Zambia Act）
・　選挙管理法（Electoral Commission Act）

法律名	教育法（Education Act）[23]
施行年	2011 年
概要	基礎教育を受ける権利を保障し、学齢児童の就学を義務付けている。いかなる理由でもこの権利を妨げることはできず、特別な条件や個人の多様性を考慮したうえで、インクルーシブな環境のもと教育を提供することと定めている。

[22]https://www.parliament.gov.zm/sites/default/files/documents/acts/The%20Persons%20with%20disabilities%20act%2C%202012.PDF(参照 2026-3-19)

[23] https://www.edu.gov.zm/wp-content/uploads/2022/08/Education-Act-2011.pdf(参照 2026-3-19)

法律名	児童法（Children's Code Act 2022）[24]
施行年	2022 年
概要	児童の権利保護を目的とした包括的な法律。18 歳未満を「児童」と定義し、体罰、児童婚、女子割礼（Female Genital Mutilation: FGM）を禁止し、性的虐待からの保護、司法手続きにおける子どもの権利の強化、児童保護の手続きの義務化を規定し、大きな改革となった。

法律名	労働法（Employment Act, Employment Code Act, 2019）[25]
施行年	2015 年、2019 年
概要	雇用主に対し、障害を理由とした直接的・間接的な差別、ハラスメント等を禁止している。

障害者政策

政策名	国家長期ビジョン 2030（Zambia Vision 2030）
施行年	2006 年～2030 年
概要	中所得国家へと発展するための長期指針であり、本ビジョンに基づいて 5 カ年国家開発計画を立案する。2016 年以降、国家パフォーマンス枠組（National Performance Framework）が用いられ、9 つの長期成果及び指標を定めた。5 つ目の「平等と権利が保障された社会」において障害者の権利保障について中所得国が達成したレベルと同程度の達成を目指している。

政策名	第 7 期国家開発計画（7th National Development Plan）
施行年	2017 年～2021 年
概要	分野横断的緊急課題への戦略として、高齢者と障害者について記載されている。高齢者や障害者が社会にとって生産性のあるメンバーとして労働市場に参加すること、インフラ整備、社会保障（保健、教育、職業訓練、起業機会）へのアクセス確保が挙げられている。具体的な指標として、障害者の雇用率を 2005 年 45.5%から 2021 年 55%に改善することが示されている。

[24]https://www.parliament.gov.zm/sites/default/files/documents/acts/ACT%20No.%2012%20OF%202022%2CThe%20Children%27s%20Code%20FINAL.pdf (参照 2026-3-19)
[25] https://faolex.fao.org/docs/pdf/zam224519.pdf(参照 2026-3-19)

政策名	第 8 期国家開発計画（8th National Development Plan）[26]
施行年	2022 年～2026 年
概要	テーマは「生活水準の向上に向けた社会経済的変革」。経済の回復、安定化、着実な成長を通じて「ビジョン 2030」の実現に向けた基盤を築く。 ・ 戦略 6.7.2 の 2：貧困層及び社会的弱者の福祉と生計の向上において、あらゆる分野において障害者に配慮したインフラを整備するなど、障害者のアクセスの確保と社会参加を促進するための支援を行う。また、実用的な読み書き能力の習得に向けた支援を拡大する。 ・ ・戦略 8.4.4 の 4：民主的かつ政治的なガバナンスの強化において、選挙制度の改革を通じて、女性、若者、障害者など、社会において周縁化され、社会的に参加の機会が限られている人々の政治分野への参加と包摂に向けた公平な環境を促進する。採用や意思決定職への任命を通じて、公共部門における周縁化された人々の参加も同様に促進し、積極的格差是正措置を通じて実現する。

政策名	国家障害者政策（National Policy on Persons with Disabilities）
施行年	2012 年[27]、2025 年[28]
概要	2025 年に改訂された政策は、2012 年の政策で課題とされた気候変動と障害者を包摂する災害対策を組み込んだ。障害者の人権に基づき、障害者が他の者と同等の立場に国家開発に効果的に参加し、貢献できるよう、あらゆる分野において支援的な環境整備を目標としている。 2025 年には、ILO の支援を受け、同政策を実施し障害主流化を促進するためのガイドライン（National Disability Mainstreaming Guidelines）が策定され[29]、多角的なアプローチを通じて障害者の権利を保護・促進することを表明している。

政策名	国家社会保護政策（National Social Protection Policy）
施行年	2014 年[30]、2025 年[31]
概要	2014 年策定の国家社会保護政策では、5 つの柱（保護、生活、社会扶助、社会保障、障害）を基本指針とし、障害者の生活水準担保のための包摂的社会扶

[26] https://www.cabinet.gov.zm/newsite/wp-content/uploads/2023/12/8NDP-2022-2026.pdf(参照 2026-3-27)
[27] https://www.mcdss.gov.zm/wp-content/uploads/2021/12/National-Disability-Policy.pdf(参照 2026-3-27)
[28] https://www.ilo.org/sites/default/files/2025-06/national_policy_on_persons_with_disabilities.pdf(参照 2026-3-27)
[29] https://www.undp.org/zambia/publications/national-disability-mainstreaming-guidelines(参照 2026-3-27)
[30] https://www.mcdss.gov.zm/wp-content/uploads/2021/06/National-Social-Protection-Policy.pdf(参照 2026-3-27)
[31] https://www.unicef.org/zambia/media/6671/file/NATIONAL-SOCIAL-PROTECTION-POLICY-2025.pdf.pdf(参照 2026-3-27)

	助プログラムの実施、障害者を含めた社会的脆弱層を対象とする給付金プログラム（Social Cash Transfer）を実施した。 2025 年政策は、前政策を引き継ぐとともに、社会保護へのライフサイクルアプローチを導入している。妊産婦・乳幼児期、児童・思春期、青年期、成人期、高齢期、及び就労前、就労中、就労後を見据えたプログラムを実施する。

政策名	国家教育政策（National Policy on Education: “Educating our Future Policy”）[32] 教育省戦略計画 2022-2026（Ministry of Education Strategic Plan）[33]
施行年	1996 年、2022 年
概要	1996 年の政策は、性別、社会階級、障害の有無にかかわらず、あらゆる教育段階における教育へのアクセス、及び教育の質の向上を目的とした[34]。 2022-2026 年の計画では、公正とインクルージョンの促進を目標に掲げている。あらゆる教育段階において、特別な支援を必要とする児童・生徒及び障害のある児童・生徒のための適切なインフラと施設を整備する。

政策名	国家高等教育政策（National Higher Education Policy） 2019[35] 国家技術教育、職業・起業訓練政策（National Technical Education and Entrepreneurship Training Policy）
施行年	2019 年、2020 年
概要	2019 年、2020 年の政策は、高等教育省（当時）が作成し、特別支援を必要とする身体、聴覚、言語、視覚、精神に障害がある学習者の教育・訓練における公平性の向上を目的とした。ジェンダー平等の促進にも焦点が当てられた。

政策名	災害対策規則（Disaster management Regulation 2019）[36]
施行年	2010 年、2019 年
概要	副大統領府のもとに、国家防災・減災ユニット（Disaster Management and Mitigation Unit: DMMU）[37]を設置し、兵庫行動枠組（2005）に沿った災害政策を踏まえて、2010 年に脆弱な住民を包摂する災害対策法（Disaster

[32] https://lataz.org.zm/wp-content/uploads/2024/02/Educating-OUr-Future-National-Policy-on-Education-Zambia.pdf(参照 2026-3-27)
[33] https://www.edu.gov.zm/wp-content/uploads/2024/07/MOE-STARTEGIC-PLAN.pdf(参照 2026-3-27)
[34] 1996 年の障害者法の制定、及び 2012 年の同法の改正を踏まえて、特別教育を必要とする児童・生徒は、CRPD に沿うかたちで教育政策の見直しを行うとされていたが、政府報告提出時（2019 年）、及び総括所見時（2024 年）まで、教育政策の改正には至っていない。
[35] https://hea.org.zm/wp-content/uploads/2021/08/NATIONAL-HIGHER-EDUCATION-POLICY.pdf(参照 2026-3-27)
[36] https://media.zambialii.org/media/legislation/41945/source_file/b51f466b7cfc9b66/zm-act-si-2019-6-publication-document.pdf(参照 2026-3-27)
[37] https://www.ovp.gov.zm/?page_id=6756(参照 2026-3-27)

	Management Act)[38]を制定した。同法に基づき、2019 年に関連規則が制定された。

2－3. 障害関連施策[39]

①　保健医療

国家障害者政策（2012）では、障害者の質の高い保健サービスへのアクセスを向上する必要性を認識し、無償または支払い可能な価格にて性と生殖に関する健康や公衆衛生分野を含む保健医療サービスの提供を規定している。また、障害の早期発見と適切な介入、機能障害の最小化と拡大防止を目的としたサービスの提供についても規定している。政府報告では、HIV/AIDS 感染に対する脆弱性や障害者のニーズに対応した介入、性と生殖に関する健康の啓発活動を通した保健サービスへのアクセシビリティの強化対策を講じるとしている。

2019 年には、CRPD に則して精神保健法が制定された[40]。精神疾患（mental illness）、精神障害（mental disorder）、精神機能障害または精神障害（mental impairment or mental disability）を有する者の権利の促進及び保護を図るため、国家精神保健評議会を設置しその機能を定め、矯正施設における精神保健サービスについて定めている。精神障害を理由として、侮蔑的な呼称を用いてはならないことも規定された[41]。

また、政府報告は、障害者が地域社会で自立した生活を送る権利を享受し行使する権利を保障するとし、地域ベースのリハビリテーションがすべての人にアクセス可能であるべきとしている。

<u>健康状態</u>

ザンビアでは、平均余命が伸長しているが、依然としてコレラやマラリア、HIV/AIDS 等の感染症や乳幼児を中心とする栄養不足が大きな課題である。死亡割合は大幅に改善したものの、死亡原因の 1 位は 2013 年、2023 年ともに HIV/AIDS である[42]。2023 年の死亡原因の 2 位は肺炎、気管支等の下気道感染症（2013 年は 3 位）、3 位は新生児疾患（2013 年は 2 位）であり、どちらも死亡割合は改善している。妊産婦死亡率と 5 歳未満児死亡率、乳児死亡率も改善はしているが、いまだ高い水準にあり、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」という。）達成のためには一層の取組が必要な状況である。死亡割合が

---

38 https://www.parliament.gov.zm/sites/default/files/documents/acts/Disaster%20Management%20Act%202010.PDF (参照 2026-3-27)

39 政府報告（2017）、パラレルレポート（2020,2024）及び関連省庁の戦略書や進捗報告、協同ドナーの報告書等を基に記載

40 https://www.parliament.gov.zm/sites/default/files/documents/acts/The%20Mental%20Health%20Act%20No.%206%20of%20%202019.pdf(参照 2026-3-27)

41 同法の制定によって、精神疾患を侮蔑的な言葉で分類していた 1949 年精神障害法は廃止された。一方、同法第 4 条は精神能力（mental capacity）を法的能力の前提条件とする規定を設け、その結果として『法的資格をはく奪された者（legally disqualified person）』という概念を創出しており、法的能力の剥奪につながり得るとして、法律実務家による批判的見解が示されている。https://www.commonwealthlawyers.com/africa/a-legally-disqualified-person-the-mischief-created-by-zambias-parliament-in-the-2019-mental-health-act-by-felicity-kayumba-kalunga/(参照 2026-3-31)

42 https://www.healthdata.org/research-analysis/health-by-location/profiles/zambia（参照 2026-3-31）

増加している原因は、交通事故と虚血性心疾患であり、非感染症による疾病・疾患が増加する可能性がある。

医療サービスの提供状況

ザンビアは貧困率が高く、複数の感染症に同時に対応することも多い。医療体制には過重な負担を抱えており、妊産婦や新生児・幼児・青少年の保健に関する日常的なサービスの継続を優先することが困難な状況にある。ザンビア障害者連合（Zambia Federation of Disability Organizations。以下、「ZAFOD」という。）及び Disability Rights Watch によるパラレルレポート（2020）によると、障害者法第 27 条は、すべての障害者が、性と生殖に関する健康を含む、無料または手頃な価格の質の高い標準的な医療サービスを受ける権利を保障しているが、障害女性は、特に性と生殖に関する保健サービスへのアクセスにおいて深刻な課題に直面している。また、精神保健インフラは全国的に老朽化し荒廃した状態にある。

リハビリテーションは、ZAPD が管轄する全国のリハビリテーションセンターや高次医療機関において提供されている。障害者法や国家障害者政策では、リハビリテーション専門職やリハビリテーションセンターの職員に対して継続的な研修を実施し、知識や能力の向上を図ることで、障害者の社会への参加を促進すると規定している。しかし、上述のパラレルレポートは、ZAPD のリハビリテーションセンターの多くは老朽化しており、多職種による専門的なサービスは行われていないと報告している。また、資金はドナー主導であり、政府による主体性が乏しいと指摘されている。

医療サービスへのアクセス

パラレルレポートによると[43]、医療が無償または支払い可能な料金でアクセスできる一方で、医療従事者に対する障害者への支援方法に関する意識改革が進んでおらず、保健サービスの提供において、尊厳が維持されない点が指摘されている。障害者に対する偏見や差別的な態度は、障害者の HIV/AIDS 感染に関する情報や検査、治療へのアクセスを妨げており、早急な意識変革が必要であることが強調されている。また、点字による保健情報の提供や、保健施設への手話通訳が可能な人材の配置等、視覚及び聴覚障害者に配慮する措置も求めている。

同パラレルレポートは、ZAPD が管轄する各地域のリハビリテーションセンターには専門職が充分に配置されておらず、多くが機能していない点も指摘している。障害者法第 27 条では、医療・リハビリテーションサービスの地方分権化も規定しているが、コミュニティの施設が機能していない場合、高次医療機関でしか提供されておらず、農村部では交通費の制約から多くの障害者がリハビリテーションへのアクセスを阻まれている現状が指摘されている。

[43] ZAFOD and Disability Rights Watch (2020)、及び Human Rights Commission（2020）

支援機器

障害者の機能的パフォーマンスと安全性を高めるために、杖、松葉杖、歩行器、車いす、三輪車いす、サングラス、義肢等、障害の種類に応じた支援機器が ZAPD を通じて無料で提供されている。しかし、政府報告によると、信頼できる支援機器の技術を持つ供給機関はザンビア国内にはなく、アフリカ内外の外国企業による生産品を入手せざるを得ない状況である。障害者法第 44 条(2)は、車椅子などの支援機器や車両改造などに対する免税を規定しているが、ZAFOD ら複数団体による 2024 年のパラレルレポート[44]によると、支援機器を調達する ZAPD などへの予算配分は増加しておらず、その結果、特に地方に住む障害者の大多数は、必要不可欠な支援機器を利用できない状態にある。また、クラッチなどの支援機器の輸入税は免除されているが、大多数の障害者にとっては依然として高価すぎるため、アクセス状況の改善にはつながっていないと指摘されている。

健康保険

ザンビアでは、2018 年に国民健康保険管理法（National Health Insurance Act）第 2 号[45]を制定し、2020 年より国民健康保険制度（National Health Insurance Scheme。以下、「NHIS」という。）を開始した。健康保険制度の導入により、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを推進し、貧困層や社会的弱者を破壊的医療費負担から守ることを目的としている。健康保険の運用は、国民健康保険管理法で規定され、2019 年に設立した国民健康保険管理庁（National Health Insurance Management Authority。以下、「NHIMA」という。）が行っている。運用状況と現状に関する NHIMA の報告によると、NHIS の対象は、公的・民間正規部門の従業員、高齢者、社会的弱者、及び非正規部門の労働者が含まれ、人口の約 35%に該当する。政府は、非公式部門の加入者に対する大規模な登録キャンペーンを開始している[46]。国民健康保険法第 2 号の第 16 条(a)において、精神的・身体的障害者が質の高い医療サービスを利用できるよう、健康保険料の納付の免除を規定している。

こうした状況に対し、障害者権利委員会が 2024 年に採択した総括所見は、障害者の保健医療アクセスに関して、特に障害のある女性及び女児や知的・心理社会的障害者において不十分である点を指摘している。その上で、以下の対応を勧告している。

・ 性と生殖に関する保健サービスへのアクセスを確保し、HIV/AIDS に関する啓発を含めること

[44] ZAFOD, Zambia Agency for Persons with Disabilities, Disability Rights Watch, and Able Zambia Foundation Africa（2024）

[45]https://www.parliament.gov.zm/sites/default/files/documents/acts/The%20National%20Health%20Insurance%20Actl%2C%20No.2%20of%202018%20Sig.pdf(参照 2026-3-31)

[46] https://p4h.world/en/news/the-national-health-insurance-management-authority-provides-an-update-on-the-performance-and-status-of-the-zambia-national-health-insurance-scheme/（参照 2026-3-31）

- 女性障害者が自己決定に基づき医療サービスを利用できるよう、意思決定支援を確保すること
- 地域ベースの精神保健サービスを整備し、十分な資源を配分すること
- アルビニズムのある者に対し、日焼け止めやサングラス等を含む適切な医療支援を提供すること
- 医療従事者に対し、障害者の権利および合理的配慮・アクセシビリティに関する研修を実施すること
- 医療施設・設備および情報提供のアクセシビリティ（点字、手話、わかりやすい版等）を確保すること

② 教育

法整備状況

障害者法第 22 条(2)(a)では、「障害者は障害を理由に通常学校から排除されてはならない」また、「障害を理由に無償の義務教育、中等教育、高等教育から排除されてはならい。」さらに同法第 22 条(2)(b)では、居住地域のすべての教育レベルにおいてインクルーシブ教育にアクセスできる」とされている。同法はさらに、保護者が障害児を学校に通わせないことや学校側が障害を理由に入学を拒否すること等を権利の侵害として挙げている。政府報告によると、ザンビア政府は 2014 年から幼児教育政策において施設拡大を含むアクセスの改善を図り、障害児の教育を促進するとともに、保護者会を通じて、障害児が自らの地域社会で教育を受ける権利について啓発活動を行っている。さらに、公立大学においては、積極的差別是正措置を通じて障害者の入学を認め、障害者の教員養成を促進している。

就学状況

教育省の統計によると[47]、特別教育を必要とする児童（Children with Special Education Needs）は、2025 年に小学校では 115,506 人に達し、2021 年の 108,710 人から増加している。同統計書の解説によれば、増加の理由は、障害児の特定に関する能力の向上や支援対象範囲の拡大によるものと分析されている。幼児教育については、2024 年から報告が開始され、2024 年は 11,615 人、2025 年には 11,639 人であった。中等教育では、特別教育を必要とする生徒の数は 2023 年の 31,523 人から、2024 年には 10,969 人と急減したが、2025 年には 21,552 人に増加した。この変化は、報告上の問題や再分類によるものと考えられており、継続的なモニタリングと正確な報告の重要性が指摘されている。

[47] Ministry of Education (2025) Education Statistics Bulletin 2025(https://www.edu.gov.zm/wp-content/uploads/2026/03/2025-ESB-.pdf（参照 2026-3-31）)

インクルーシブ教育

教育法（2011）では、特別教育（special education）が必要な学習者のために、インクルーシブ教育の促進が規定されている。特別支援を必要とする児童・生徒に対し、教育機関へのアクセス、参加の機会を平等に確保するため、教育機関のあらゆるレベルにおいて、適切な措置を推進しなければならないとしている。このために、教育大臣は、保健担当大臣と協力して、教育機関において特別教育を必要とする児童・生徒の特定、診断、及び入学のための評価を行う分散型システムの確立を挙げている。入学を決定する際には、本人またはその保護者の権利及び希望を考慮されなければならないとしている。特別教育を必要とする児童・生徒は、可能な限り、通常の教育機関に包摂されなければならないとし、インクルーシブ教育の促進を規定している。

インクルーシブ教育への移行に伴い、ザンビア政府は、点字や手話の学習も含む教員への研修を多数実施し、2019 年には、教師の研修マニュアルを作成した[48]。また、初等から高等教育まで点字や手話をカリキュラムの中に組み込み、視聴覚障害者のアクセシビリティ確保に努めている。2023 年には、就学前教育及び生涯教育を含むすべての教育レベルのカリキュラムを見直したフレームワーク（2023 Zambia Education Curriculum Framework）[49]を策定し、インクルーシブ教育及び特別教育の双方を促進している。また、高等教育省では、社会的脆弱層の生徒に高等教育進学への奨学金を提供しており、このうち 10%は障害のある生徒のために確保している。障害のある教員の公立学校での雇用や障害のある生徒の公立大学入学に関しては、積極的是正措置が適用されている。

パラレルレポート[50]では、法改正やインクルーシブ教育に関する政策をはじめとする政府による一定の努力を認めているものの、教員のインクルーシブ教育に対する理解が低く、質が担保された教育が行われていない点、視聴覚障害者のための設備や学習教材の不足及び教員のコミュニケーション能力の不足により視覚障害者が充分な教育を受けられない点、学校の建物のアクセシビリティが確保されていない点等が指摘されている。また、教員や児童・生徒の間に存在する障害に対する根深い偏見や差別が大きな障壁となっている点を指摘しており、啓発活動の強化を求めている。

特別学校

教育法（2011）では、特別支援を必要とする児童・生徒に対し、教育機関へのアクセス、参加の機会を平等に確保するため、教育機関のあらゆるレベルにおいて、適切な措置を推進しなければならないとしている。極めて高度な特別教育を必要とする学習者は、その必要性が認められた場合、通常学校から特別教育機関へ、あるいは特別教育機関からインクルーシブ教育機関へ転校することができるとしている。特別教育は、政府の教育機関に限らず、民間やコミュニテ

[48] https://nad.nhf.no/nads-development-work/resources/inclusive-education-resources/zambia-ie-training-manual/（参照 2026-3-31）
[49] https://www.giakonda.org.uk/wp-content/uploads/2024/08/2025-New-Curriculum.pdf（参照 2026-3-31）
[50] Disability Rights Watch (2020)、及び Human Rights Commission（2020）

ィの教育施設でも等しく提供されるよう規定している。教育省の統計によると[51]、小学校の割合は、政府施設が約 27%、民間施設が 15%、コミュニティ学校が 60%であり、コミュニティの教育施設の役割が大きい状況である。

こうした状況に対し、総括所見は、障害児の通常教育からの排除及び分離教育の継続、並びにインクルーシブ教育への移行の遅れが不十分であることを指摘し、以下の対応を勧告している。

- インクルーシブ教育政策を実施し、特別学校から通常教育への移行を期限付きで進めること
- アルビニズムの児童・生徒の分離配置を見直し、通常教育における合理的配慮を確保すること
- 教員・家族・地域社会における差別的態度を是正し、就学を阻む要因を除去すること
- 学校施設の物理的アクセシビリティを確保し、ユニバーサル・デザインを導入すること
- 合理的配慮及び個別支援を提供する体制を整備すること
- 教員に対するインクルーシブ教育、手話、点字等の研修を拡充すること
- 支援機器やアクセシブル教材（情報通信技術（Information and Communication Technology。以下、「ICT」という。）含む）を提供すること
- 障害別・性別に分解されたデータの収集とモニタリングを強化すること

③　ジェンダー

<u>法整備状況</u>

ザンビア政府は、女子差別撤廃条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women。以下、「CEDAW」という。）や人及び人民の権利に関するアフリカ憲章に基づくアフリカにおける女性の権利に関する議定書（Protocol to the African Charter on Human and People's Rights on the Rights of Women in Africa）、南部アフリカ開発共同体ジェンダー開発議定書等を批准しており、また、国内の憲法や法律、政策においても女性及び女児への差別を禁止し、平等な社会参加を保障している。特に、障害女性が複数の差別に直面していることを認識しており、障害女性の平等な社会参加を確保するための措置を講じている[52]。2011 年に制定された反ジェンダー暴力法[53]は、ジェンダー暴力に対する措置を示している。新しい試みとして、ワン・ストップ・センターを地域に設置し、ジェンダー暴力を受けた女性や女児を対象に、相談、照会、法的支援、リハビリテーション、医療サービス等を無料で提供している。ジェンダー暴力事例に対し、即座に裁判手続きを開始する制度も一部の裁判所で試験

[51] Ministry of Education (2025) Education Statistics Bulletin 2025(https://www.edu.gov.zm/wp-content/uploads/2026/03/2025-ESB-.pdf（参照 2026-3-31）

[52] ジェンダー省、地域開発・社会事業省、教育省が「女子教育・女性生計エンパワメント・プロジェクト（Girl's Education and Women's Empowerment and Livelihood）」等を実施していた

[53] https://www.zambialaws.com/Zambia_Acts_yearPdf/Zambia2011Pdf/ACT-2011-1.pdf（参照 2026-3-31）

的に導入している。2023 年の国家女性政策[54]は、依然として存在するジェンダーの不平等に対処するために策定された包括的な枠組であり、公正かつ公平な社会の実現を目指し、教育、保健、経済活動への参加、政治的代表性、社会保護といった主要分野に取り組んでいる。

障害女性の状況

パラレルレポート[55]では、障害女性が家計支援プロジェクトやその他の社会支援サービスにアクセスする機会が非常に限られており、恩恵を受けているのはごく一部であると指摘し、対象数の拡大やその他の追加措置を求めている。保健サービス、特に性及び生殖に関する保健サービスへのアクセスにおいては、依然として広範なスティグマと差別の被害者となっていることも指摘されている。2021 年の政権交代後、ザンビアはジェンダー省を解体した。その後、憲法で定められた男女平等・公平委員会設立に向けた措置はいまだ講じられていない。また、女子教育や女性のエンパワメント及び生計向上などのプログラムの成果は、障害のある女性及び女児が受益者としてどれだけ含まれているかを示していない。例えば、高等教育の貸与奨学金委員会では、障害のある全申請者に全額奨学金を支給する方針が確立され、特に障害のある女子を優先する基準が設けられているが、実績は報じられていない。同様に、選挙区開発基金（Constituency Development Fund。以下、「CDF」という。）が拡充され、寄宿料や技能開発への追加支援が利用可能となり障害児への明確な支援が指示されているが、CDF 支援施策から女性及び女児の障害別内訳データを得られないことが指摘されている。

また、障害女性の意思決定機関への参画が限定的である現状については、例として、2021 年の政権交代後、公的委員会レベルで任命された障害女性は 3 名だったこと、2021 年までにザンビア大学を卒業した障害女性は 2 名のみ（聴覚障害者）であることを示し、積極的是正措置の検討を求めている。

総括所見は、障害のある女性及び女児の社会的排除およびデータ不足、並びに政策への包摂の欠如が不十分であることを指摘し、以下を勧告している。

- 障害女性の状況に関する調査を実施すること
- 教育・雇用・社会サービスへのアクセスを確保すること
- 女性向け施策に障害女性を包摂すること
- 経済活動および意思決定への参加を促進すること
- 差別・スティグマ解消のための啓発を実施すること
- 保健サービス（特に性と生殖に関する健康）へのアクセスを確保すること

[54] https://www.gender.gov.zm/wp-content/uploads/2024/05/Cabinet-Office-Gender-Policy.pdf
[55] Disability Rights Watch (2020, 2024)、及び Human Rights Commission（2020）

④　訓練・雇用、就労支援

法整備状況

障害者法において、障害者は雇用に関するいかなる場面においても障害を理由とする差別を受けないとされており、平等な権利を保障している。政府報告によれば、ILO が支援するディーセントワーク・プログラムによって、障害者を含む対象集団に対し、より整備された雇用機会がより多く確保された。障害のある被雇用者には、税金還付措置が適用されている。障害者雇用は政府機関で最も進んでおり、中でも教育省では、労災等により障害を負った職員の多くが復帰を果たしている。障害者法にて雇用割当て制度が推奨されているが、具体的な数値は示されておらず法的効力は持たない。5%の割当て枠が検討されたまま、実効に至っていない。政府報告によれば、雇用者側に障害者に対する偏見がいまだ根強く、障害者を雇用すると経済的損失が生まれるというイメージが払拭されていないことが、障害者雇用を阻んでいる。また、多くの求人情報が新聞やインターネットを通して掲示されており、障害者がアクセス可能な媒体で掲示されていないことも、障害者雇用率が低い原因であると政府報告の中で述べられている。

就労状況

2021 年の労働力調査によると、障害者の失業率は 16.8%で、一般人口の 12.5%よりも高かった。さらに、女性の失業率は、一般人口及び障害者の双方において高く、それぞれ 18.3%と 14.1%であった。2024 年の労働力調査では、長期的に労働力人口に含まれない人口のうち、障害を理由にあげた人は約 3%であり、そのうちの男性は 52.0%、女性は 48.0%であった[56]。

職業訓練

就業促進のための職業訓練は、TEVETA が管轄する訓練校にて行われている。障害者国家政策では、障害者の平等な TEVET への入学機会を保障している。政府報告によると TEVET の奨学金制度を導入し、技能訓練を受ける若者の数を増やし、その意欲を高めることを目指している。特に女性と障害者に対しては、それぞれ 30%と 10%の枠が確保されているとしている。また、障害のある学習者向けに 10%の奨学金の枠を確保している。

しかしながら、パラレルレポート[57]では、2015 年の全国障害者調査により示された、公的機関に比べ非公式セクターで働く障害者の方が圧倒的に多いという結果に基づき、障害者の労働市場への参入の保障、及び障害者割当て制度について早急な法的施行を求めている。TEVET をはじめ、高等教育への障害者のアクセスは制度的にも物理的にも障壁が多いと指摘している。結果として、障害者の職業訓練の機会が制限され、労働市場に平等に参入できていない。

総括所見は、障害者の雇用機会の不足および差別、並びに合理的配慮の欠如と制度の履行不足が不十分であることを指摘し、以下を勧告している。

[56] Ministry of Labour and Social Security (2022, 2024) 2021, 2024 Labor Force Survey Report
[57] Disability Rights Watch (2020, 2024)、及び Human Rights Commission（2020）

・職業訓練および技能形成の機会を拡充すること
・雇用における差別を是正すること
・職場における合理的配慮提供を確保すること
・多様な産業分野で雇用機会を拡大すること
・雇用割当て制度の履行確保のための仕組みを整備すること
・雇用促進インセンティブの活用を促進すること

⑤　社会保障を含む障害者への社会サービス

法整備状況

障害者法は、障害者の適切な生活水準を確保し、自立した生活を保障するための社会保護措置を定めなければならないと規定している。国家社会保護政策の一つとして、低所得者層に現金給付を行っている。重度障害者は給付対象に含まれ、障害者がいる対象世帯では、障害者がいない世帯の 2 倍の金額が支給される。本制度は 2003 年より 5 地区で試行が開始され、段階的に全国に展開が始まり、2014 年以降すべての地域が対象となった。

サービス提供の実態

SDGs 自発的国家レビューによれば、2019 年の低所得者層に社会的現金給付は 632,327 世帯（全人口の 19.5%）が受給し、このうち約 11%が障害者のいる世帯であると報告されている。しかしながら、多くの障害者は住宅、食料、清潔な水、教育等の基本的ニーズを満たす余裕がなく、多くの困難を経験し続けている現状を政府報告で述べており、社会保護プログラムの受益者数増加を図っている。現金給付のほか、障害者の生活改善を目的とした障害者国家信託基金（National Trust Fund for Persons with Disabilities）では、融資を提供している。また、ZAPD が生活水準の向上を目的として、障害者個人や集団を対象とした助成金制度を実施している。この制度では、障害者が農業を行うための土地準備支援や農業資材の無料提供を行っている。同時に、農業を行う障害者は、農業省の「農民肥料支援プログラム」を通して農業資材の助成を受けることが可能である。青少年に対しては、青少年・スポーツ・児童発達省が、障害者を含む青少年を対象に、収入創出活動を支援する融資を行っている。

パラレルレポートでは、社会的現金給付の対象審査について、医療診断書に基づく医学モデルによる審査しか行われず、社会的側面が考慮されていない点について疑問が呈されている。同レポートによれば、ILO が介入を行い、審査基準改訂版の試行が行われたが実施に至っていない。また、障害者国家信託基金は著しい資金不足に直面しており、融資プログラムの機能が限定的である現状について指摘がなされている[58]。

[58] Disability Rights Watch (2020, 2024)、及び Human Rights Commission（2020）

こうした状況に基づき、総括所見は障害者の貧困の深刻さ及び社会保護制度のカバー不足、並びに制度の包括性と資源が不十分であることを指摘している。総括所見による勧告事項は以下のとおり。

- 包括的な社会保護制度を構築すること
- 障害の多様性に対応した制度設計とすること
- 現金給付制度の対象を拡大すること
- 水・衛生等の生活基盤へのアクセスを改善すること
- 関係機関への資源配分を強化すること
- 自立生活を支える支援を拡充すること

⑥　運輸交通、都市開発（アクセシブルなまちづくり等）

法整備状況

障害者法において、公共及び民間の交通機関が障害者用座席を確保することや、交通費に障害者用割引料金が適用されることが規定されている。しかしながらパラレルレポート[59]では、これらの規定が交通機関の運営側にも利用者側にも周知されておらず、多くの場合遵守されていないことが指摘されている。特に車いすで移動する障害者は、交通機関内の空間を大きく要することから、乗車を拒否されるケースが多いとの報告も記載されている。

バリアフリー化の実態

政府報告は、一般的に都市内の道路には障害者に配慮した歩道がなく、改善には甚大な努力が必要であることも認識している、と述べている。障害者法では、視覚障害者のための音響信号の設置、車いす利用者のための縁石ブロックの切り下げ、スロープの整備、歩行者用踏切や鉄道ホームの点字ブロック設置、適切な場所への警告信号の設置や標識掲示を求めている。政府は、車いす利用者がアクセス可能な歩道、点字ブロック、警告信号を含む道路の建設を開始している。さらに、建設中のショッピングモールやホテルには、障害者のアクセシビリティを確保した設計が用いられている。また、首都ルサカ市の空港は、障害者のアクセシビリティを確保した建設を行っている。地方都市のリビングストンでは、市場やバスターミナルにおいて、障害者がアクセス可能な設備が整っている。

総括所見は、物理的環境及び交通等におけるアクセシビリティの不足および制度実施の遅れが不十分であることを指摘し、以下を勧告している。

- アクセシビリティ障壁の特定と除去のための国家戦略を策定すること
- 基準策定・実施への障害者の参画を確保すること
- 既存インフラの改善計画を実施すること
- 公共調達にアクセシビリティ要件を導入すること

[59] 同上

・　法令遵守のための制裁措置を確立すること

⑦ 情報アクセシビリティ

政府報告によると、障害者の表現及び意見の自由並びに情報へのアクセスを確保するための措置を段階的に導入しているところである。障害者法第 49 条は、「すべてのテレビ局は、ニュース番組、教育番組、及び国家的に重要な事象を扱うすべての番組において、手話通訳または字幕を提供しなければならない」と規定している。この点に関して、公共テレビ局のニュース番組が聴覚障害者向けに通訳されるよう、手話通訳者を雇用している。障害に関する国家政策は、情報へのアクセスという目標を達成するため、公共施設における点字及び拡大活字の設置や、障害者が情報にアクセスできるよう適切な支援・補助の提供、及びインターネットを含む新たな ICT システムへのアクセスを保障している。また、情報通信技術法において、障害者の情報へのアクセス権を認める事項で、CRPD 第 9 条を採用している。 ZAPD は 2023 年に Communication Strategy 2023-2026[60]を策定し、障害者への ICT を活用した情報アクセシビリティの向上に取り組んでいる。

総括所見は、手話の法的認知の欠如およびアクセシブルな情報提供・ICT 環境が不十分であることを指摘し、以下を勧告している。

・　手話を公式言語として認知すること
・　公共情報及びメディアをアクセシブルにすること
・　ICT 及びウェブサイトのアクセシビリティを確保すること
・　テレビ放送に字幕・手話・音声解説を導入すること
・　手話通訳者等の人材を育成すること

⑧　防災

障害者法では、地域開発・社会福祉省が武力紛争や人道的緊急事態、自然災害等の危険な状況下における障害者の保護と安全のための措置を講じることを求めている。ザンビア政府は、2010 年に防災、緊急対応、復興の指針とする災害対策法を制定した。同法は、DMMU[61]、州災害対策委員会、地区・小規模災害対策委員会、国家災害救援基金の設立を規定している。DMMU は、洪水等の自然災害の際に、障害者に救援用の食糧や一時的な避難所を提供する役割を担っている。

2024 年の国家災害リスク対策政策では[62]、政策目標の1つに災害対策における不平等の削減を掲げ、難民や移民を含む被災者の社会的脆弱性を考慮し、災害発生前及び発生後のプログラムにおいて、ジェンダー及び障害の視点を主流化することを政策手段として位置づけている。

[61] 同ユニットは 1994 年に副大統領府の法定組織として設立された。国家の防災政策達成の実行責任機関である。https://www.ovp.gov.zm/?page_id=6756（参照 2026-3-27）

[62] https://www.ovp.gov.zm/wp-content/uploads/2025/06/2.-NATIONAL-DISASTER-RISK-MANAGEMENT-POLICY_2024.pdf（参照 2026-3-27）

総括所見では、災害発生時や人道上の緊急事態に関する具体的、包括的指針が欠如し、予算配分が不足していること、並びに合理的配慮及び情報や避難所、早期警報システム等へのアクセシビリティを保障する上で障壁があること、実施主管である DMMU が障害者に配慮を行っておらず、調整委員会の設置が障害者の代表組織を通じた障害者の参加を規定していないことが懸念事項として表明され、以下が勧告された。

- OPD の関与のもと、危険状況、人道的緊急事態及び災害時の避難手順を策定する
- 障害者が情報、避難センター、緊急救援支援、早期警報システム、地域ニーズ評価及び支援機器を利用できるようにする
- 2010 年制定の災害管理法及びその他の法令、政策、ガイドラインを見直し、危険状況及び人道的緊急事態における障害者の保護に向けた具体的対応を規定する
- 災害対策及びリスク軽減政策・戦略を仙台防災枠組と整合させる
- 人道上の緊急事態及びパンデミック等の危機下において、すべての障害者が必要な情報をアクセシブルな形式及び適切な機器で受け取ることができ、救助活動、避難、緊急サービスなどの緊急措置に完全に包摂され、医療サービスを利用できるようにする

3. 国際条約及び国際協力等の実績

3－1. CRPD 批准による対応状況[63]

2008 年 5 月ザンビア政府は CRPD に署名し、2010 年 2 月に批准した。選択議定書には 2008 年 9 月に署名したが、批准には至っていない。ザンビア政府は 2017 年 9 月に障害者権利委員会に政府報告書を提出した。障害者権利委員会から 2020 年 9 月に質問事項が提示され、2024 年 3 月に、権利委員会から総括所見が発出された。次回の政府報告書の提出期限は 2032 年である。

3－2. マラケシュ条約実施状況

2026 年 3 月時点で、ザンビア政府はマラケシュ条約を批准していない。障害者法第 20 条は、「サービス、活動、情報、文書などを、障害のある人々が理解できる形で利用可能かつアクセス可能にする。視覚障害者のための点字、聴覚障害者のための手話、及びその他の適切なコミュニケーション手段が含まれる」とし、障害者が必要な情報にアクセスできる環境を整えなければならないとしている。

3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組

国連統計局 SDGs 指標データベースによると、指標 1.3.1「重度の障害のある人口のうち、障害手当を受給している人口の割合」において、2022 年時点における重度障害者の障害手当受給割合は 20.9%である[64]。障害者に関する指標は同指標のみである。

ザンビア政府は、2020 年、及び 2023 年に各国政府が SDGs の達成状況や政策の進捗を国連のハイレベル政治フォーラムに報告する自発的国家レビュー（Voluntary National Review。以下、「VNR」という。）を行った。

第 1 回 VNR では、ゴール 1「貧困」及びゴール 2「飢饉」の進捗において、各種社会保護制度の対象である障害者について言及され、障害課題への取組実績が述べられている。第 2 回 VNR では、障害者をより包括的にとらえている。報告書によると[65]、「誰一人取り残さない」ことは SDGs の不可欠な原則であるが、この実現には数多くの課題がある。大きな障害として貧困と不平等が挙げられた。2015 年時点で、国内の貧困率は 54.4%、極度の貧困（最低限の栄養を満たすための食料バスケットすら賄えない水準の消費状態を指す）の割合は、41%であった。貧困は特に農村部で深刻であり、農村部の貧困率は 76.6%、都市部では 23.4%であった。不平等については、富裕層と貧困層の格差が拡大し、その結果、社会的排除のレベルが高まっている。国家レベルでは、都市部のジニ係数は 2006 年の 0.60 から 2015 年には 0.65 へと悪化し所得格差が進んでいる。女性、子ども、及び障害者は、基本的なサービスや機会へのアクセスが欠如しているため、排除に対して特に脆弱である。障害者の権利を促進・保護するため、政府

[63] https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Treaty.aspx?CountryID=194&Lang=EN 参照 2026-3-19）
[64] https://unstats.un.org/sdgs/dataportal/countryprofiles/zmb（参照 2026-3-19）
[65]https://hlpf.un.org/sites/default/files/vnrs/2023/VNR%202023%20Zambia%20Report_0.pdf（参照 2026-3-19）

は、2012 年障害者法に定められた任務を遂行できるよう、ZAPD への資金拠出を増額した。さらに、障害者に影響を及ぼす諸問題に関する対話と調整を強化するため、地域密着型インクルージョン開発ネットワークを設立した。障害者に対する積極的差別是正措置の一環として、障害者を対象とする現金給付額を、他の受給区分よりも手厚く設定するとしている。

3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組

ザンビア政府は、CEDAW を 1985 年に批准した。最新の総括所見は 2011 年に発出されており、ザンビアの国内法に条約の規定を完全に組み込むよう勧告している。さらに、「強制失踪からの保護に関する国際条約」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の選定議定書」、「児童の権利に関する条約の選定議定書」などの主要な国際人権条約への加盟を検討し、UN Women 等のプログラムとの協力を奨励している。

3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績）

• 日本政府[66]

【技術協力プロジェクト】

・ アフリカ地域公共サービスのデジタル化にかかる情報収集・確認調査（2021-2022）

【研修員受け入れ】

・ 青年研修：障害者支援制度コース（2010 年 3 名）
・ 課題別研修：地域活動としての知的障害者支援（2011）
・ 課題別研修：アフリカ障害者地域メインストリーミング研修（2011）

【無償資金協力】

・ ルサカ南部地域居住環境改善計画（2011）
・ 経済社会開発計画（2016、2018、2019、2020）
・ コッパーベルト州における保健センターの郡病院への改善計画（2020）
・ 第二次ルサカ郡病院整備計画（2017）
・ 貧困削減戦略支援無償資金協力（2016）

【技術協力プロジェクト】

・ ルサカ市きれいな街プロジェクト

【草の根技術協力プロジェクト】

・ソルウェジ市視聴覚障害をもつ児童のための学習センター建設計画（2016）
・ルサカ市民の命を救う交通外傷救護活動支援プロジェクト(2024)
・南部州における水・衛生と衛生行動変容の強化プロジェクト(2024)

[66] JICA 国別事業一覧（https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/kusanone/country/project/zambia.html）、外務省国別約束情報（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html）を基に記載。

・ザンビア国子どもと若者の参加型アクションリサーチによる地域に根差した WASH（水、トイレ、衛生）モデルの共創(2021)
・ザンビア北西部州元難民現地統合対象地域における水衛生管理を通じたコミュニティ基盤づくり(2015)

【ボランティア事業】
青年海外協力隊（障害児・者支援、理学療法士、作業療法士、義肢装具政策、職業訓練、特別教育）

- 他ドナー

【国際機関】
ILO/国連人口基金（United Nations Population Fund: UNFPA）/世界保健機関(World Health Organization: WHO)/国連開発計画(United Nation Development Programme: UNDP)/UNICEF/国連合同エイズ計画(Joint United Nations Programme on HIV/ AIDS)

・ Promoting Disability Inclusion in HIV, Sexual and Reproductive Health (SRH) and Social Protection in Luapula Province (2018-2020)

ILO/国連開発計画（United Nations Development Programme: UNDP）/国連カントリーチーム（United Nations Country Team）(マルチパートナー信託基金（Multi-Parter Trust Fund）

・ Rights of Persons with Disabilities in Zambia (2024-2026)(part of the Global Flagship Programme on Building Social Protection Floors for All)

ILO/欧州連合（European Union: EU）

・ Supporting the Digital Transformation of Social Protection Systems Globally Towards Achieving the Goal of Universal Social Protection 2030 (2024-2027)(part of the Global Flagship Programme on Building Social Protection Floors for All)

ILO/Irish Aid Partnership

・効果的な法整備を通じた障害者の就労能力の向上と雇用促進プロジェクト（Promoting the Employability and Employment of People with Disabilities through Effective Legislation (PEPDEL)Project[67]（2002-2011）
・Promoting Decent Work for People with Disabilities through a Disability Inclusion Support Service (INCLUDE)プロジェクト[68]（2008-2011）

ILO

・働きがいのある人間らしい仕事プログラム（Zambia Decent Work Country Programme）（2008-2011, 2013-2016, 2020-2022）

[67] PEPDEL とは、Promoting the Employability and Employment of People with Disabilities through Effective Legislation の略である。障害に関する法律と政策に関する支援であり、障害研修や雇用関連の法律や政策等を検討し、改革を支援した。
[68] INCLUDE は、Promoting Decent Work for People with Disabilities through a Disability Inclusion Support Service を表す。政策や各サービス（研修、雇用、起業やマイクロ・ファイナンス）での障害インクルージョンを目指した。

アフリカ開発銀行

・ルアプラ州、西部州における障害者のアクセシビリティを確保した水・衛生施設建設プロジェクト

UNICEF

・障害、社会包摂について、担当省の政策作成や実施を支援

・2015 年、2025 年に実施された全国障害調査の資金及び技術支援を実施

【二国間援助機関】

ドイツ復興金融公庫

・東部州の学校における障害者のアクセシビリティを確保したトイレや衛生設備の建設

【国際 NGO】

オックスファム　デンマーク（Oxfam Danmark）

・ザンビアにおける包摂的かつジェンダーに配慮した教育への政策対応強化（Strengthening Policy Response to Inclusive and Gender Responsive Education in Zambia (SPRInG)）(2022-2023, 2024-2026)

ノルウェー障害者協会（Norwegian Association of Disabled: NAD）[69]

・ 障害者の権利擁護活動、インクルーシブ教育主任トレーナー研修の実施、インクルーシブ教育研修マニュアルの作成、地域密着型包摂的開発研修マニュアルの作成

Leonard Cheshire Disability

・1973 年からザンビア支所にて活動している。障害者権利推進、インクルーシブ教育、地域に根ざしたリハビリテーション（Community Based Rehabilitation。以下、「CBR」という）、子どものエンパワメント、災害危機管理、ジェンダー暴力撲滅等活動は多岐にわたる。

World Vision

・ 1981 年からザンビア支所にて保健、栄養、教育、経済的自立、水・衛生をはじめとした様々な活動を行っている。障害に特化したプロジェクトは確認できないが、社会的脆弱層を対象とした活動を実施

セーブ・ザ・チルドレン（Save the Children）

・ 1983 年からザンビア支所にて様々な活動を行っている。障害分野では、幼児教育や基礎教育学年におけるインクルーシブ教育の実現を支援

公益財団法人結核予防会

・ ルサカ郡における結核診断技術の向上を通じた結核対策プロジェクト（第 3 年次）（2025）

公益財団法人ジョイセフ

・ コミュニティエンパワメントによるジェンダーに基づく暴力（GBV）対策事業（第 2 年次）

[69] https://nad.nhf.no/nads-development-work/where-we-work/zambia/（参照 2026-3-27）

4. 障害関連団体の活動概況

4－1. 障害者当事者団体の活動概要

団体名	概要
ザンビア障害者連合 （ZAFOD）	OPD の母体組織であり、12 の団体が加盟している。障害者の権利保護及び推進を主たる目標としており、CRPD 批准や障害者法制定、国家障害政策策定等の過程に参加している。Disability Rights Watch とともに CRPD のパラレルレポートを提出した。
ザンビア全国ろう協会（Zambia National Association of the Deaf: ZNAD）	聴覚障害者の権利推進、エンパワメント、及び手話の普及を行う。ZAFOD の加盟団体。
ザンビア盲人新財団 （New Foundation of the Blind in Zambia: NEFOBZA）	視覚障害者の権利推進やエンパワメントを中心とした活動を行う。ZAFOD の加盟団体。
障害児父母協会 （Parents Partnership Association for Children with Special Needs: PPACSN）	2000 年に障害児の父母によって設立された。特別な支援が必要な子どもの権利を守り、周知させるため、情報やサービスについて発信している。保健、教育、技術訓練、レクリエーション、障害評価等活動範囲は多岐にわたる。ZAFOD の加盟団体。
ザンビア精神衛生利用者ネットワーク （Mental Health Users Network of Zambia）	2000 年に設立され、精神障害に関する啓発活動をう。障害者の問題やニーズの明確化、計画立案、実施、評価等行うとともに、支援する。

4－2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
ディスアビリティー・ライツ・ウォッチ （Disability Rights Watch）	2010 年の CRPD 批准を受けて、2011 年に設立された。CRPD の原則に準拠した障害者権利運動や各種プログラム、啓発活動が行われることを監視する。CRPD のパラレルレポートを執筆、提出した。
ザンビア障害者雇用協会 （Zambia Association for Employment of Persons with Disabilities）	障害者の雇用と技術訓練を推進する目的で設立された。特に、社会の中で疎外されやすい知的障害者の就労支援を中心に行っている。
アンダー・ザ・セイム・サン （Under the Same Sun）	アルビニズムに対する差別解消を目的に結成された市民社会団体。啓発活動や教育を通してアルビニズムを標的とした攻撃や殺人を撲滅する活動を実施している。CRPD のパラレルレポートを執筆、提出した。
ヒドゥン・ボイス・スクール （Hidden Voice School）	首都ルサカ市の人口が密集し、かつ最も貧しい地域に設立された特別学校。父兄協会やアイルランド、アメリカ等の NGO から指導や資金援助を受けている。本団体から JICA 青年研修に参加した実績がある。

5. 障害者が直面する障壁・ニーズ[70]

5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ

ザンビアにおいて障害者は、保健医療サービスへのアクセスにおいて多層的な障壁に直面している。まず、医療インフラの未整備や資源不足が顕著であり、特に精神保健分野では施設の老朽化やサービス提供体制の脆弱性が指摘されている。また、地方部ではサービスが極めて限定的であり、地域間格差が大きい。

障害のある女性及び女児、知的障害及び／または心理社会的障害のある人々が、性と生殖に関する保健医療サービス及び HIV／エイズに関する啓発プログラムを利用できる機会が限られている。アルビニズムの人々は皮膚がんのリスクや低視力という困難を抱えている。助産師や看護師、皮膚科医、検眼医、医療従事者の障害理解の不足やコミュニケーション手段（手話等）の未整備により、適切な診療が受けられない。加えて、サングラスや適切な日焼け止めの提供といった措置も必要である。性分化疾患あるいは身体の性の多様な発達、いわゆるインターセックスの人々に対しては、インフォームド・コンセントを欠いた医療介入や差別的対応も報告されている。

これらを踏まえ、医療従事者の研修強化、アクセシブルな医療施設の整備、地域格差の是正、権利に基づく医療提供体制の確立と包摂性の向上が求められる。

5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ

教育分野においては、制度上はインクルーシブ教育が掲げられているものの、実態としてはその実施が極めて不十分である。多くの学校は物理的にアクセシブルではなく、学習環境が障害児のニーズに対応していない。

また、教員が障害理解や指導方法に関する専門性を欠いており、適切な教育支援が行われていない。さらに、障害児の評価・診断体制が未整備であり、特に知的障害や盲ろうの児童は適切に把握されず教育から排除されやすい。成績表が未交付で学業的進捗が阻害さている状況や進学機会の制約も報告されており、教育継続が困難である。成人教育や識字教育へのアクセスも限定的である。加えて、スティグマにより家庭内に留め置かれる子どもも存在する。

総括所見は、アルビニズムのある子どもが通常学校ではなく盲学校に配置され、点字を教わっていることを指摘している。アルビニズムのある人の当事者団体は、アルビニズムのある子どもに点字の使用を義務付ける慣行から脱却し、拡大文字の教科書や試験問題の確保や、黒板の文字を読むための支援機器の提供を通して、 通常の教育環境において学習体験を向上させることを求めている。

---

[70] 総括所見及び以下のパラレルレポートに基づいて記載。①ZAFOD, Zambia Agency for Persons with Disabilities, Disability Rights Watch, and Able Zambia Foundation Africa（2024）、②Africa Albinism Network、Albinism Multipurpose Organization（2024）、③Intersex Society of Zambia（2024）、④Mental Health Users Network of Zambia, Disability Rights Watch, International Commission of Jurists, Southern Africa Litigation Centre and Validity Foundation (2024)、⑤ZAFOD and Disability Rights Watch（2020）、⑥Under the Same Sun（2020）

これらの状況から、教育インフラの改善、教員研修の強化、評価制度の整備、データ収集の改善、並びにインクルーシブ教育の実質的実施が喫緊の課題である。

5－3. 就労に関する障壁・ニーズ

就労分野では、法制度上は差別禁止や雇用促進が規定されているものの、実効性は極めて限定的である。障害者の雇用を具体的に促進するための施行規則が未整備であり、制度が実質的に機能していない。また、採用過程や職場環境において差別が継続しており、合理的配慮の提供も十分ではない。多くの障害者にとって就労は「実現困難な権利」とされており、経済的自立が阻害されている。さらに、職業訓練や技能開発の機会も限られており、特に農村部では支援体制が脆弱である。インターセックスの人々については、法的身分の問題が就労機会の制約要因となっている。

これらの課題から、雇用関連法令の整備と周知徹底、合理的配慮の義務化、職業訓練の拡充、差別の監視・救済メカニズムの強化が求められる。

5－4. 移動に関する障壁・ニーズ

移動及びアクセシビリティの面では、物理的環境の未整備が大きな障壁となっている。公共空間や建築物は障害者に配慮した設計となっておらず、アクセスが制限されている。

ZAPD に対する十分な資金提供が欠如しているため、特に農村地域において、障害者が必要とする支援機器を提供するという同庁の任務の遂行が妨げられている。交通関連法制度において差別的規定が残存しており、例えば聴覚障害者が運転免許を取得できない制度が存在する。さらに、農村部では基本的なサービスへのアクセス自体が困難であり、医療や教育への移動も制約されている。CBR も十分に展開されておらず、地域での自立生活が阻害されている。加えて、身分証明書の未取得も移動や社会参加の障壁となっている。

これらを踏まえ、アクセシブルなインフラ整備、差別的制度の撤廃、地域サービスの拡充、移動支援の強化が必要である。

5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ

情報アクセスの分野では、障害者が必要な情報を適切な形式で入手できない状況が続いている。教育や行政におけるデータ管理システムは未整備であり、障害者の実態把握が不十分である。また、手話や点字、やさしい言語などのアクセシブルな情報提供が体系的に確保されていない。ZAFOD 等によるパラレルレポート（2024）は、聴覚障害者コミュニティが社会的・経済的・文化的権利を享受できるよう、手話を公用語として認証する立法措置を求めている。

医療や教育の現場でもコミュニケーション手段が不足しており、情報格差が拡大している。さらに、政治参加においても、選挙情報のアクセシビリティ不足が指摘されている。

これらの課題に対し、アクセシブルな情報提供の制度化、統計データの整備、ICT 活用の強化、並びにコミュニケーション支援体制の構築が求められる。

５－６. ジェンダーに関する障壁・ニーズ

ジェンダーの観点では、障害のある女性及び女児は複合的差別に直面している。特に保健医療分野における性と生殖に関する権利教育及び健康サービスへのアクセス制約や、ジェンダーに基づく暴力の被害が深刻である。Mental Health Users Network of Zambia 等によるパラレルレポート(2024)は、警察官・弁護士・検察官・医療専門家・シェルター職員等が、ジェンダーに基づく暴力事例に関連して障害のある女性及び女児に対し、差別なく効果的に対処するために必要な知識と技能の強化を求めている。

また、政策やプログラムにおいて障害女性に特化した取組が不十分であり、実態を示すデータも不足している。意思決定過程への参画も限定的であり、社会的・経済的機会へのアクセスが制約されている。さらに、アルビニズムのある女性は儀礼的暴力や搾取の対象となるなど、極めて高いリスクにさらされている。インターセックスの人々も、性別二元論に基づく制度により法的・社会的排除を受けている。

これらを踏まえ、ジェンダーと障害の交差性に配慮した政策設計、暴力防止対策、データ整備、並びにエンパワメント施策の強化が不可欠である。

6. 参考資料

Africa Albinism Network and Albinism Multipurpose Organization（2024）*Shadow Report to the Committee on the Rights of Persons with Disabilities for the Review of Zambia*, CRPD_CSS_ZMB_57542.

Government of Zambia (2017) *Initial report submitted by Zambia under article 35 of the Convention, due in 2012 (CRPD/C/ZMB/1).*

Government of Zambia (2024) *Replies of Zambia to the list of issues in relation to its initial report (CRPD/C/ZMB/RQ/1)*

Government of Zambia (2022) *Eighth National Development Plan 2022-2026.*

Government of Zambia (2020) *Sustainable Development Goals Voluntary National Review 2020.*

Government of Zambia (2018) Zambia National Disability Survey 2015.

Government of Zambia, Statistics Agency (2025) *2022 Census National Analytical Report*.

Human Rights Commission (2020) *An Independent Report Submitted by the Human Rights Commission of Zambia to the Committee on the Rights of Persons with Disabilities*

Intersex Society of Zambia (2024) *Submission to the Committee on the Rights of Persons with Disabilities*, CRPD_CSS_ZMB_57351.

Mental Health Users Network of Zambia, Disability Rights Watch, International Commission of Jurists, Southern Africa Litigation Centre and Validity Foundation (2024) *Joint Submission to the UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities in View of the Committee's Examination of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities*, CRPD_CSS_ZMB_57566.

Pedro Arruda and Laura Dubois "A brief history of Zambia's Social Cash Transfer Programme" June 2018.

Technical Education, Vocational and Entrepreneurship Training Authority (2020) *Annual Report 2019.*

UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2024) *Concluding Observations on the initial report of Zambia.*

Under the Same Sun（2020）*The Situation of Persons with Albinism in Zambia: A Report to the UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities*, CRPD_ICO_ZMB_42634.

United Nations Zambia (2020) *Socio-Economic Response to COVID-19 Report: Contribution to GRZ COVID-19 Multi-Sectoral Contingency Plan and Recovery Efforts.*

UNPRPD/UN Zambia (2023) *Situational Analysis of the Rights of Persons with Disabilities in Zambia, Country Report.*

ZAFOD and Disability Rights Watch（2020）*Alternative Report on the implementation of the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Zambia*, CRPD_ICO_ZMB_42625.

ZAFOD, Zambia Agency for Persons with Disabilities, Disability Rights Watch, and Able Zambia Foundation Africa（2024）*Alternative Report on the implementation of the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Zambia (In reply to the List of Issues)*, CRPD_CSS_ZMB_5733.

Zambia Agency for Persons with Disabilities (2017) *Strategic Plan 2017-2021 Promoting Inclusive and Sustainable Development.*

JICA（2009）『国別障害関連情報　ザンビア国』